

令和8年度採用 建築調整課 拡幅推進事務等担当員（会計年度任用職員）
募集案内

1 応募受付期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月15日（木）【必着】

2 募集内容

職名	拡幅推進事務等担当員
採用予定人数	1人
職務の概要	<p>① 法務局への申請・受取り事務 ② 道路関連の登記書類作成補助 ③ 関係の所管先との連絡調整 その他、所属長が必要と認めて指示する業務</p>
勤務地	福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築調整課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所4階)
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募に よらない再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募 することとなります。</p>
受験資格	<p>1 次の要件を全て満たす人 (1) 登記に関する知識を有する人 次の資格を有する人が望ましい（資格が必ずしも必要ではありません） ・宅地建物取引業法第2条第四号に定義される宅地建物取引士 ・土地家屋調査士法で定義される土地家屋調査士 (2) 次のいずれかの要件に該当すること ア～ウにおいて、3年以上の登記に関する業務に従事した経験を有 する人 ア 宅地建物取引業法第2条第二号に定義される業を営む事務所、 法人等 イ 土地家屋調査士法第20条、第26条に定義される事務所、法人等 ウ 官公庁、指定確認検査機関等 ※経験年数については、令和8年1月1日現在を基準とします。 ※アルバイト、パート等の期間は経験年数から除きます。 (3) 守秘義務を果たせる人 ※任用期間終了後も同様 (4) 一般的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができること (5) 令和8年4月1日より勤務可能であり、任用期間を通じて確実に職務 に従事できること (6) 次のいずれかに該当する人</p>

	<p>①日本国籍を有する人 ②出入国管理及び難民認定法に定められている永住者 ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国 管理に関する特例法に定められている特別永住者</p> <p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け ることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経 過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又 はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する (見込みがある) 人</p>
--	---

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

選考	内容	備考
一次選考	応募書類をもとに書類審査を行い、一次選考合格者を決定します。	一次選考の結果については、令和8年1月23日（金）頃に応募者全員に郵送します。
二次選考	面接（人物評価）を行い、採用予定者を決定します。	<p>2月上旬に行います。 ※場所・日時等の詳細は一次選考合格者に通知します。 二次選考の結果については、速やかに二次選考受験者全員に郵送します。</p>

※合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

※上記日時は予定のため、やむを得ない事情により急遽変更になることがあります。

4 合格から採用まで

- 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- 受験資格がないことや職務経歴及び建築の業務に関する内容などに不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が

15 日に満たない場合は 15 日に達するまで) を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週 5 日勤務 (月曜日から金曜日)
休日	土日祝日・年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間 : 27 時間 30 分 1 日の勤務時間 : 午前 9 時半から午後 4 時まで 休憩時間 : 正午から午後 1 時まで
給与	月額 184,231 円から 195,863 円 (地域手当相当報酬を含む。令和 7 年度実績) ※採用日前 10 年間について、本市職員 (臨時の任用職員や嘱託員を含む) として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末手当	年 2 回 (6 月、12 月) 在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給 (月 55,000 円まで (1 日 2,619 円まで))
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当 (相当報酬) などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇 (1 年間に最大 20 日) を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	健康保険、厚生年金、介護保険、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	地方公務員災害補償法 (地公災) が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	・報酬等支給日 : 毎月 20 日 (日額報酬制の場合は翌月 20 日) (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	・拡幅推進事務等担当員 採用試験申込書 (福岡市HP、建築調整課の窓口、福岡市役所 1 階情報プラザ、各区役所にて配布) ・資格要件を証明するもの (2. 募集内容の受験資格 (1) を証明できる書類 (写し))
受付期間	令和 7 年 12 月 15 日 (月) ~ 令和 8 年 1 月 15 日 (木) 【必着】 (提出書類を持参される場合は、開庁日にお願いします。)
提出方法	・郵送又は持参により提出してください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送の場合は、封筒の表に「拡幅推進事務等担当員応募」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。 ・持参の場合は、受付期間中の平日午前9時半から午後5時の間（正午から午後1時を除く）に建築調整課に提出してください。
提出先	<p>〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築調整課拡幅推進係</p>

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閏序日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築調整課拡幅推進係

TEL：092-711-4586 FAX：092-733-5584

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所本庁舎4階）